広島県告示第百八十六号

車場、 車場及び県営長浜住宅駐車場の使用料収納事務を次のとおり委託した。 住宅及び県営長浜住宅並びに県営二河住宅駐車場、 県営鍋山住宅、県営此原住宅、県営宮ケ迫住宅、県営第三焼山住宅、県営広住宅、県営小坪 営二河住宅、 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定によって、県 県営宮ケ迫住宅駐車場、県営第三焼山住宅駐車場、県営広住宅駐車場、 県営阿賀住宅駐車場、 県営登町住宅、県営寺迫住宅、県営警固屋住宅、県営阿賀住宅、県営豊栄住宅 県営豊栄住宅駐車場、県営鍋山住宅駐車場、県営此原住宅駐車 県営寺迫住宅駐車場、 県営警固屋住宅駐 県営小坪住宅駐

平成二十七年三月十九日

広島県知事 湯 﨑 英 彦

ビルックス株式	名	委
会社	称	託を
号市阿賀南一	住	受けた
丁目八番四九	所	者
~平成三二年三月三一日) (平成二七年四月一日 平成二七年三月六日	(委託期間)委託した年月日	